

福島県環境創造センター学習活動支援事業Q & A

要綱全般について

Q 1 バス代補助の目的は？

A 1 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、環境や放射線に対する子どもたちの理解を深め、自ら考え、主体的に判断する力を育成する機会を醸成するために、環境創造センター交流棟への来館にかかる交通費を助成します。

Q 2 要綱別表第1の「学習活動」について、学習活動として行う教科は理科・社会・総合学習などの科目の別は問わないのか。

A 2 科目等の種別は問いませんが、学習活動が小学校学習指導要領に定める教育課程に組み込まれていることが必要です。

補助額に関することについて

Q 3 補助金の対象経費に消費税は含まれるのか。

A 3 補助金の対象経費に消費税は含まれます。

Q 4 補助金の対象経費にはどのようなものが含まれるのか。

A 4 貸切バス運賃、有料道路利用料、などが補助対象となります。

Q 5 任意保険料は補助対象経費になるか。

A 5 対象になりません。

Q 6 予定した経路と実際に利用した経路が異なった場合、補助額は変わるのか。

A 6 実績報告の書類を審査した結果により補助額が確定しますので、対象経費に変更があれば補助額も変わることがあります。なお、要綱別表第5の「軽微な変更」に該当しない場合は変更承認申請が必要です。

Q 7 利用した補助額が限度額の範囲内であった場合、差額を利用して新たに他の学年の補助申請を行うことは可能か。

Q 7 1学校1学年までの利用が原則となっていますので、限度額と補助額の差額の利用はできません。

補助対象に関することについて

Q 8 環境創造センターへ来館する前(または来館した後)、他の施設の見学を予定している場合、バス代補助の対象となるのか。

A 8 学習活動に関連して実施する施設見学等に要するものための移動であれば、限度額の範囲内で補助対象となります。

Q 9 実施要領3(3)『(1)一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス等により移動するための経費とする。』『(2)高速自動車道等の有料道路通行料も交通費に含める。』には、「学習活動に関連して実施する施設見学等に要するものも含む。」とは、他の施設利用時の入場料なども含まれるのか。

A 9 入場料などの費用は補助対象になりません。

Q 10 市町村所有車(バス)やスクールバスは対象となるか。また、対象となる場合に係るガソリン代や有料道路通行料は補助対象になるか。

A 10 市町村所有車(バス)やスクールバスを利用した場合でも補助対象になります。その場合、有料道路通行料のみが補助対象となります。

Q 1 1 特別支援学級の生徒および引率者は公用車を使用する場合、当該車両分の交通費も補助対象となるのか。

A 1 1 A 1 0と同様に有料道路通行料が補助対象となります。

Q 1 2 当校は小・中学校が同一敷地内に同居しているが、小学校5・6年生にあわせて中学1～3年生も同じバス1台で参加する場合、補助対象となるか。

A 1 2 バスの台数が変わらないので、補助対象となります。

Q 1 3 宿泊学習の一環として環境創造センターを見学する場合、見学が全行程中のわずかであっても補助対象となるのか。

A 1 3 全旅程を考慮しての判断となりますので、事前にお問い合わせください。

Q 1 4 宿泊学習の場合、宿泊費用は補助対象となるか。

A 1 4 宿泊にかかる費用は補助対象になりませんが、バス借上代と有料道路通行料を合わせた補助限度額の範囲内で支援します。

Q 1 5 本校と分校があるが、それぞれ補助対象となるか。

A 1 5 それぞれ補助対象となります。

Q 1 6 同学年の見学を複数日に分けて実施することにより、全クラスが同日で実施する場合よりもバスの必要台数が多くなる場合は、複数日で実施する際に必要とするバス代の補助が出るのか。

例) 5年生 … 30人 × 10クラス = 300人の学校

・同日の日程で見学を実施の場合

→他クラス乗合によりバスの所要台数 = $300人 \div 45席(バス定員) \doteq 7台$

・別々の日程で見学を実施の場合

→5クラス150人を2日に分け実施 = $150人 \div 45席(バス定員)$

$\doteq 4台 \times 2日 = 8台$

A 1 6 補助対象となる一学年が、複数日に分かれて学習活動をする事が止むを得ないと認められる場合には、複数日実施に必要なバス代を補助します。

人数に関することについて

Q 1 7 最大40名乗りのバスに生徒が38名、教員4名が分乗することでバスが2台必要になった場合、2台分の補助が出るのか。

A 1 7 質問の事例のようにバス1台の定員に乗り切れない場合は、2台分の補助を行います。なお、引率者としての教員の人数については、実施要領2(1)のとおり校長が必要と認める数となります。

Q 1 8 生徒・教員合わせ10名未満のため、ジャンボタクシーを使用するが、バス代補助対象となるか。

A 1 8 バスを使用する場合と同様に補助対象となります。

Q 1 9 5・6年生が共同学習のため別々のバスでセンター見学を行う場合、バス代の補助台数はどちらの学年が対象となるか。

A 1 9 申請いただいた学年のバス台数を補助対象とします。例として、5年生のバス代について申請いただいた場合、6年生は補助対象となりません。

Q 2 0 参加学年が4・5・6学年と3つの学年で1台のバスで来館する場合、補助対象となるか。

A 2 0 全学年や複数の学年が行う場合も、必要なバス台数が1台である場合は補助対象となります。

バスに関することについて

Q 2 1 バス会社すべてで利用可能か。

A 2 1 可能です。ただし、「一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所」以外のバス等を利用する場合は、内容について確認させていただきますので、事前にお問い合わせください。

申請について

Q 2 2 複数の学校での合同見学を予定している。申請は可能か。

A 2 2 他の市町村や違う学年と合同の場合を含め、可能です。

Q 2 3 他の市町村の学校と合同で来館する場合、補助額の上限はどうなるか。

A 2 3 補助額の上限は最も金額の高い市町村の補助額が適用となります。例として、福島市内の小学校(補助限度額：90,000 円)と伊達市内の小学校(補助限度額：110,000 円)が合同で来館する場合、補助限度額は伊達市の金額が適用となります。

Q 2 4 他校と合同見学によるバスの乗合の場合、申請者名はどう記載すればよいか。

A 2 4 同一市町村内の場合には代表する一校の名義により申請してください。他市町村の場合は、Q 2 3 と同様に、補助額の上限が最も高い市町村の学校が申請を行ってください。

Q 2 5 Q 2 4 の場合、名義でない学校は年度内に再度同事業の利用が可能なのか。

A 2 5 合同で実施する場合も、それぞれの学校の事業利用となりますので、再度の利用できません。

Q 2 6 避難している学校の補助限度額は避難先と元の所在地のどちらか

A 2 6 学校から環境創造センター交流棟への交通経路により補助額を算出しますので、現在学校が所在する市町村の限度額が適用となります。

Q 2 7 申請書等の提出はファクシミリや電子メールでもよいか。

A 2 7 申請書等は、学校長印等を押印していただくようになりますので、必ず原本を郵送又は持参してください。ファクシミリや電子メールでの申請は一切受けません。

Q 2 8 福島県内の市町村が行っている助成事業と併用も可能か。

A 2 8 併用可能ですが、対象事業を分けて管理してください(例：バス代について本事業を利用し、宿泊費について市町村実施の事業を利用する等)。ただし、当該市町村で行う補助制度が他の自治体の補助制度との併用が不可である場合は、どちらかを選択してください。また、併用することが可能な場合は、本補助制度とそれ以外の助成金または補助金との合計額が補助対象経費の総額を超えない範囲で補助することになります。さらに、福島県が実施している他の助成金または補助金と併用して交付を受けることはできません。

Q 2 9 実績報告書(様式第3号)における「6 交付決定額」と、実際に催行した事業費(バス会社等が発行した請求書又は領収書の金額)が異なる場合、どのように記載すればよいか。

A 2 9 実際に催行した事業費(請求額)が交付決定通知書で通知した交付決定額と異なった場合、「6 交付決定額」の項目に、当初の交付決定額を記載するとともに、その横に括弧書きで実際の催行された事業費(請求額)を記載してください。(ただし、事業費が補助限度額を超える場合は補助限度額を記載します。不明な場合はお問い合わせください。)

なお、実際に催行された事業費が交付決定額から20%以上の増減がある場合は補助金変更承認書(様式第2号)の提出が必要となります。

Q 3 0 要綱第9条について、「補助確定額と規則第5条に規定する交付決定額が同額の場合は、通知を省略するものとする。」に該当する場合、請求書はどのタイミングで提出すればよいか。

A 3 0 実績報告におけるバス会社等が発行した請求書又は領収書の金額が、交付決定通知書に記載された額と同額の場合は、実績報告書を送付する際、請求書を併せて送付いただき差支えございません。

Q 3 1 【実績報告書添付書類②について】請求書又は領収書にはバス代金に関する記載がないので、明細書(内訳書、精算書等)の写しを提出すればよいか。

A 3 1 バス代金に関する記載がなくとも、請求書又は領収書の写しは必ず添付し、請求書又は領収書に対応する明細書(内訳書、精算書等)の写しを加えて提出してください。

Q 3 2 【実績報告書添付書類②について】バス会社が発行する請求書又は領収書にはバス会社の代表者名及び代表者印が必要か。

A 3 2 必要です。バス会社が発行する請求書又は領収書には代表者名及び代表者印があることが確認の上、写しを添付してください。

Q 3 3 要綱第10条「会計帳簿等の整備等」について、どのような書類を保存しなければならないのか。

A 3 3 補助金の収入・支出に関する帳簿、請求書・領収書・振込書等の支払に関する証拠書類、補助対象活動の収入・支出に係る預金通帳等です。